

まちづくりニュース

【新大村駅周辺整備事業】

— 第16号 —

【編集・発行】 施行者： 大村市
 (都市整備部 新幹線まちづくり課)
 〒856-8686
 長崎県大村市玖島1丁目25番地
 TEL: 0957-53-4111 (内線602・159)
 E-mail: sinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回、お知らせいたしました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業
 に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

◆ 第2期の新大村駅周辺土地区画整理審議会委員が決定し、第13回新大村駅 周辺土地区画整理審議会を開催しました

第1期の審議会委員の任期が、平成29年2月20日から令和4年2月19日まで
 の5年間であったため、選挙期日を令和4年2月13日(日)と定め、令和4年1月
 25日から2月3日まで立候補届の受付を行い、宅地所有者から8人の方々が立候補
 されました。この結果、届出のあった候補者の数が、当該選挙において選挙すべき委
 員の定数(学識経験者を除き8人)を超えませんでしたので、無投票により8人の当
 選が決定いたしました。

また、令和4年4月4日(月)には、大村市役所議会第1会議室において、第13
 回新大村駅周辺土地区画整理審議会を開催いたしました。

開催に先立ち、大村市長 園田 裕史が審議会委員に当選された7人の宅地所有者の
 皆様に当選証書を付与いたしました。(欠席された1人の方には後日付与)

また、市長選任の学識経験者の2人の方には委嘱状を交付いたしました。続いて、
 施行者の代表者である園田市長から、委員の皆様に対するお礼のほか、最後まで皆様
 のご意見を賜りながら土地区画整理事業をやり遂げたいとのあいさつがありました。

今回の審議会では、会長及び会長代理の選出、今後のスケジュールの報告などを行
 いました。今後、審議会委員の皆様には、換地計画に関する事項など、事業の完了に
 向けて審議を行っていただくこととなります。

新幹線まちづくり課では、引き続き、事業の進捗状況や施行者からのお知らせ、ま
 ちづくりに関する情報をお示しし、本事業へのご理解をいただきながら事業を進めて
 まいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【市長あいさつ】



【審議会の様子】

◆ 今後のスケジュール(予定)について

今後のスケジュール(予定)

※法とは、土地区画整理法

平成29年度 ～令和5年度	① 移転・工事の実施～完成 ・従前地上の建物解体後、道路等や仮換地の工事を行っていきます。その後、工事の進捗にあわせ、順次、仮換地へ建物等を移転していただきます。
	② 出来形確認測量の実施 ・完成した道路(街区)や宅地(仮換地)の出来形を確認する測量を実施します。 ・出来形確認測量の成果に基づき、換地計画(案)を作成します。
令和5年度 ～令和6年度	③ 換地計画(案)の作成(法86条・87条) ・換地の位置、形状、新しい地番を記した図面、清算金の明細書を作成し、個別説明を行うなど権利者の皆様にお知らせいたします。
	④ 換地計画の縦覧(法88条) ・換地計画の内容を、皆様に2週間縦覧します。
令和7年度 ～令和8年度	⑤ 換地計画の決定 ・縦覧が完了しましたら、県の認可を受けて換地計画が決定します。
	⑥ 換地処分のお知らせ及び公告(法103条・104条) ・決定した換地計画の内容を担当権等を含めた、すべての関係権利者の皆様に通知いたします。 ・「換地処分の通知」が完了すると、県知事が換地処分の公告を行います。
	⑦ 区画整理の登記(法107条) ・換地処分に伴う土地及び建物の登記は、法の定めるところにより、大村市の嘱託で登記官が行うこととなっています。しかし、大村市が行う登記は表題部のみ(所在、地番、地目、地積)となるため、相続や売買が発生した際の権利部の登記については、権利者等に行っていただきます。
	⑧ 清算金の徴収・交付(法110条) ・工事や測量の結果による面積誤差や減歩緩和、私道等の換地付交付による評価額の過不足を権利者の皆様に金銭で清算します。
	⑨ 事業の完了

※スケジュールについては、現時点における事業計画を基に作成したものであり、今後、事業の進捗状況により、変更になる場合があります。

◆ 土地区画整理審議会の会長及び会長代理が決定しました

新大村駅周辺土地区画整理審議会委員の皆様です。

(敬称略)

議席番号	氏名(名称)	委員の種別等	任期(5年)
1	加藤 清四郎	学識経験委員 ※会長	令和4年4月4日から 令和9年4月3日まで
2	片山 巧	// ※会長代理	//
3	植松3丁目町内会	宅地所有者委員	令和4年2月20日から 令和9年2月19日まで
4	服部 和則	//	//
5	水口 重則	//	//
6	田中 正則	//	//
7	西川 福男	//	//
8	田代 弘	//	//
9	伊達 広樹	//	//
10	馬場 明人	//	//

○審議会の権限(職務)

審議会は、換地計画に関する事項などについて、法に定める権限を行います。(※今後、新大村駅周辺地区で想定される事項を記載しています。「法」とは「土地区画整理法」のことです。)

◆ 「同意」を必要とする事項

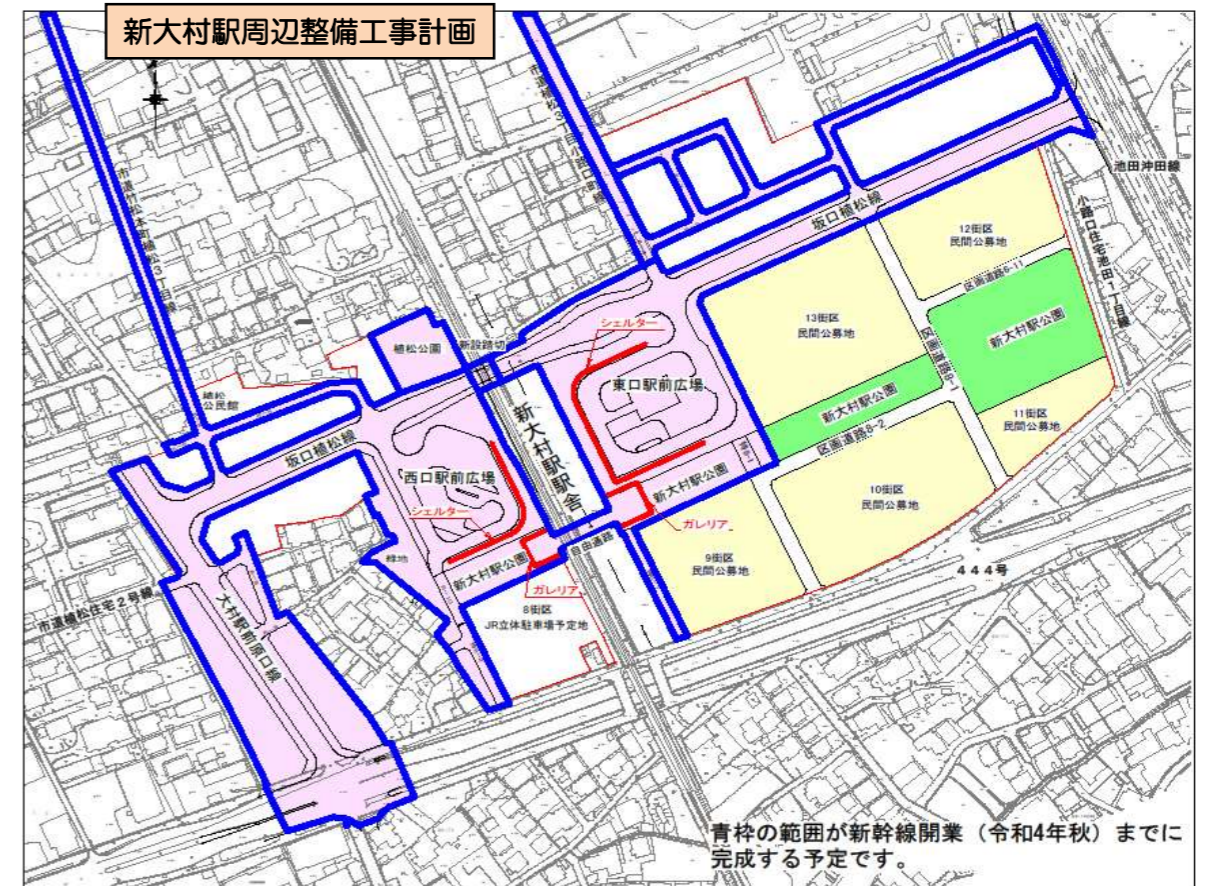
- ・ 換地計画の軽微な修正又は変更について、施行者限りで処理を行おうとするとき

◆ 「意見」を必要とする事項

- ・ 縦覧すべき換地計画を作成しようとするとき(法第88条第6項)
- ・ 縦覧に供された換地計画について、提出された意見書の内容を審査するとき(法第88条第6項)
- ・ 換地計画を変更しようとするとき(法第97条第3項)

◆ 工事の実施状況について

新大村駅周辺工事において騒音等で大変ご迷惑をおかけしております。皆様のご協力により、随時、工事を進めております。今後ともご協力の程よろしくお願いたします。



◆ 新大村駅前市有地開発事業について

事業予定者の提案では、新大村駅前の通り(アベニュー)を中心に、人々が集い、行き交うまちづくりを目指して、市民と来訪者の双方にとって魅力ある都市拠点創造する開発の方向性となっております。令和5年3月までに市と事業予定者3社との土地売買契約を予定しており、その後2年間程度を目途に、段階的に施設が完成する見込みとなっております。



【事業予定者の提案内容より】